

2012年4月10日
日 本 銀 行

「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」の制定等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みをより幅広く支援するため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日決定)を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日決定)を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 千 田 (03-3277-2800)
福 田 (03-3277-3768)

成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則

1. 趣旨

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みをより幅広く支援するため、「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。）の貸付対象先が行う外貨建て投融資に関して、基本要領に基づき本行が保有する米ドル資金の供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2. 貸付店

貸付店は、基本要領2.の規定にかかわらず、本店（国際局）または支店とする。

3. 貸付対象先

貸付対象先は、基本要領3.の規定に基づき選定した先で、かつ、本特則に基づく資金供給にかかる米ドル資金を本行との間で受渡しするために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先（ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託する先を含む。）とする。

4. 貸付利率

貸付利率は、基本要領6.（1）の規定にかかわらず、貸付実行後、当初6か月間は、貸付の通知日における米ドルの6か月物LIBOR（英国銀行協会が公表するLondon InterBank Offered Rateをいう。以下同じ。）を適用し、それ以降返済期日までの間は、6か月経過時における米ドルの6か月物LIBORを適用する。

5. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領 8. の規定にかかわらず、6. に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

6. 貸付限度額等

(1) 貸付総額の上限は、基本要領 9. (1) に定める貸付総額の上限とは別に、120 億米ドルとする。

(2) 貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領 9. (2) に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、10 億米ドルとする。

(3) 基本要領 9. (3) に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。

(4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領 9. (4) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 当該貸付先が、8. に定めるわが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成 24 年 4 月 1 日以降に実施した期間 1 年以上の外貨建て投融資の残高

ロ. イ. の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高

(イ) 基本要領 9. (4) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成 23 年 6 月 14 日付政委第 48 号別紙.) 5.

(4) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日付政委第18号別紙1.)

3. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 当該貸付先に対する、本特則に基づく貸付残高

7. 貸付受付期限

6. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成26年3月31日以前に限る。

8. わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針

わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針は、基本要領11.の規定にかかわらず、貸付対象先が策定した外貨建て投融資の取り組み方針であって、別紙に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。

9. その他

(1) 貸付先からの担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・米ドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、1.35を乗じた金額とする。

(2) 貸付先との間の米ドル資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したニューヨーク連邦準備銀行における米ドル口座を用いて行う。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成30年6月30日をもって廃止する。

(別紙)

わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件

1. 資金が国外において使用される外貨建て投融資にかかる取り組み方針については、以下の効果が認められるなどわが国経済の成長基盤強化に資する外貨建て投融資を行うためのものであること。
 - ① 国内における生産・サービス活動、設備投資または雇用の増加に資することが見込まれるもの
 - ② 国内における企画・研究開発機能の強化、新規事業の立ち上げ、業務継続態勢の強化等を伴う国際的分業態勢の構築に資することが見込まれるもの
 - ③ 国内において使用する原材料の安定調達に資することが見込まれるもの
2. 資金が国内において使用される外貨建て投融資にかかる取り組み方針については、資金使途が基本要領別紙1.の①から⑱までに該当するなどわが国経済の成長基盤強化に資する外貨建て投融資を行うためのものであること。
3. 投融資先が、次のいずれかに該当すること。
 - ① 国内居住者（政府および地方自治体ならびに本行の当座預金取引先および本行の当座預金取引先以外の金融機関等（日本銀行法第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）を除く。以下同じ。）
 - ② 外国法人のうち、国内に事業所を有し、かつ、国内において2.に該当するなど成長基盤強化に資する事業を行う者
 - ③ 外国法人のうち、国内居住者の連結対象子会社その他の実質的な支配力等に照らして国内居住者と密接な関係を有すると認められる者
4. 本行が本資金供給の趣旨等に鑑み不相当と認める特段の事情がないこと。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」
中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付限度額等

- (1) }
(2) } 略（不変）
(3) }

- (4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領 9. (4) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 略（不変）

ロ. イ. の残高のうち、基本要領 9. (4) に定める貸付限度額算出の根拠となっているものおよび「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成 24 年 3 月 13 日付政委第 18 号別紙 1.) 3. (4) に定める貸付限度額算出の根拠となっている次の各号に掲げるものの残高

(イ) 基本要領 9. (4) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成 24 年 3 月 13 日付政委第 18 号別紙 1.) 3. (4) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」 (平成24年4月10日付政委第30号別紙1.) 6. (4) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略 (不変)

「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付限度額等

(1) }
() } 略(不変)
(3) }

(4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (4)の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 略(不変)

ロ. イ. の残高のうち、「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日付政委第48号別紙.) 5. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となっている次の各号に掲げるものの残高

(イ) 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日付政委第48号別紙.) 5. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.) 6. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)